

監査結果公表第 25－4 号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

平成 25 年 7 月 3 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果について、同条第 4 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 25 年 8 月 28 日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康 子
同	田	中	裕 子
同	西	田	尚 美

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

監査内容については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成 25 年 8 月 26 日

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	田 中 裕 子
同	西 田 尚 美

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 25 年 7 月 3 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（省略 なお、本請求は 4 人の連名により行われた。）

2 請求書の提出

平成 25 年 7 月 3 日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求の要旨は、次のとおりである。

（請求の要旨）

八尾市の下水道事業において 2 億円以上の損害が出たことに対し、大阪府や業者に負担を請求することなく全て八尾市の税金を当てたことは市民の財産を違法・不当に使用することと思うがこのことに対する詳しい監査を請求する。

（事件内容の要旨）

平成 24 年 6 月 16 日に八尾市の下水道工事、恩智川東第 11 工区の下水道新設工事において原因不明の障害物に当たり前進・後退もできず重要機械も放置して工事を中止した。その結果 2 億円のできるところを約 4.5 億円の費用を要することになった。平成 24 年 12 月の八尾市議会定例会でその差額分の全てを八尾市が負担することに決定された。

経過中の調査で原因は地中に埋設された道路擁壁の縦杭が約 90 本あったことによると思われた。これは事前調査において大阪府に問い合わせたところ、大阪府はその存在を伝えなかったし、それを示す図書もないと言った。これは監督官庁としての大阪府等

の道路管理の過失によるものではないか。

そのため責任に応じて大阪府等にも損害を負担させる等必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

4 事実を証する書面

- (1) 「平成 24 年 12 月 八尾市議会定例会会議録」からの抜粋分の写し
 - ・平成 24 年 12 月 3 日開会分
- (2) 「平成 24 年 12 月定例会 八尾市議会常任委員会・議会運営委員会会議録」からの抜粋分の写し
 - ・平成 24 年 12 月 5 日開会分 建設産業常任委員会
 - ・平成 24 年 12 月 11 日開会分 建設産業常任委員会
 - ・平成 24 年 12 月 14 日開会分 総務常任委員会

(以上いずれも掲載を省略)

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 7 月 10 日にこれを受理することとした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 25 年 7 月 10 日、請求人 3 人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人から請求内容を補足するとして以下の内容の陳述があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

- (1) 平成 23 年度恩智川東排水区第 11 工区下水道工事（以下「当該工事」という。）が原因不明の障害物に当たり工事が止まった。工事計画を立て直し 2 億 5 千万円補正予算が決定された。当該工事が中止となった原因、責任がわからない。道路管理者の責任及び当該工事における業者の責任が明確になっていない。原因と責任を明確にして住民に明らかにしてほしい。
- (2) 当該工事の現場の道路管理者が大阪府であるならば、八尾市が全て負担することは違法である。
- (3) 当該工事の設計及び施工業者の責任については請求人ではわからないので調査いただきたい。
- (4) 本件において被った損害は、中止となった工事分とこれに関連して増額となった工事費用である。
- (5) 本件における損害をどのように補填するかは政治判断となるので、監査請求の対象者は八尾市長と考えている。

3 監査対象事項

請求の要旨及び請求人の陳述内容から当該工事における工事費用について、工事現場

となる国道 170 号の道路管理者である八尾土木事務所(大阪府)等に対し、責任に応じた負担を求めず市が全額負担したことが違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象とした。

4 監査対象部局

土木部下水道事業所管（下水道経営企画課、下水道普及課、下水道建設課）

5 監査対象部局の陳述

平成 25 年 7 月 23 日、関係職員（土木部長、土木部理事、下水道経営企画課長、下水道普及課長、下水道建設課長及び課長補佐 2 名）から陳述の聴取を行った。

なお、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、当該席上に請求人 3 人が立ち会った。最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述は、次のとおりである。

(1) 下水道工事における事前調査について

全ての下水道工事の実施に際し、地下埋設物を把握するための調査は、机上調査、土質調査、地下埋設物調査（試験掘り、チェックボーリング）を行うこととしている。

試験掘り及び地下埋設物を把握するための調査は「実施設計業務共通仕様書」「地下埋設物調査業務一般仕様書」及び「特記仕様書」に基づき実施している。この共通仕様書、一般仕様書等は八尾市で定めたものであり、この仕様に定めのない事項は国土交通省の基準、大阪府の基準などに基づき行うこととしている。

当該工事の事前調査において、大阪ガス㈱、関西電力㈱、大阪府広域水道企業団、㈱NTT 西日本－関西、八尾市水道局の 5 団体に確認した結果、地下埋設物は、大阪ガス㈱の高圧管、大阪府広域水道企業団の水道管、㈱NTT 西日本－関西の管路、八尾市水道局の水道管である。

(2) 道路管理者の権限及び責務等について

道路管理者は、道路の一般通行に支障が生じないよう良好な状態に保つ維持管理が義務付けられている。

本市道路管理部門に確認しているが、管理すべき項目は道路管理物でトンネル、橋等道路と一体的な施設又は工作物及び道路の付属物であり、道路の付属物はさく、駒止、並木、街灯、道路標識となっており、これらは平面図上に表記している。しかし、この管理すべき項目に地下埋設物は含まれておらず、地下埋設物は各地下埋設物管理者により管理されるものである。

「道路台帳」の調製、保管については道路法で、記載事項は道路法施行規則でそれぞれ定められている。

(3) 道路占用許可申請等について

当該工事の工事現場である国道 170 号の道路管理者は、大阪府八尾土木事務所長である。

道路占用許可申請時には、当該工事の設計図面及び道路法第 34 条に基づく各地下埋設

物管理者との協議書の写しを添付することとしている。

道路管理者が占有を許可する際、道路管理者が所有している図書等により支障となる構造物等が判明した場合は情報提供を受けるが、当該工事の占有許可時には工事の支障となる構造物等の情報提供はなかった。

当該工事における道路占有許可の手続き等は、次のとおりである。

- ・平成 23 年 12 月 13 日付で大阪府八尾土木事務所長へ道路占有許可申請を提出し、平成 24 年 1 月 11 日付で占有許可を受けた。
- ・占有許可の条件の主なものは「占有物件の維持管理は、申請者が責任をもって行うこと。(6 条)」、「占有に起因して道路を損傷したとき及び第三者に損害を及ぼしたときは、申請者においてその責を負うこと。(7 条)」、「占有物件が道路に関する工事又は道路管理に支障となったときは、所長の指示に従い、申請者の費用で当該物件を移設、改築又は除却すること。(11 条)」となっている。また施行条件として、「工事施行に際しては、地下埋設物件の管理者と現地立会いの上当該物件の工事中の維持及び保安対策について打合せを行い、事故の発生を予防すること。」という条件が付されている。

また、この申請の際に行う道路法第 34 条に基づく各地下埋設物管理者との協議の際に、当該工事の設計図面を提示し、各地下埋設物管理者に埋設管や計画工事の有無などについて協議を行い、既設の地下埋設物及び新たに埋設する下水道管のそれぞれに支障がないか確認している。

当該工事における協議結果においては、障害物を予見できる情報はなかった。

(4) 掘進機停止後の対応及び八尾市としての検討経過について

平成 24 年 5 月 16 日に掘進機が障害物に当たり工事が中断した。

掘進機停止後、平成 24 年 5 月 18 日に障害物の把握のため道路管理者に道路擁壁の下部に構造物があるのか否かの確認を口頭で行い、5 月 25 日に「資料はない」との回答があった。これと並行して机上調査資料の再確認を行った。

平成 24 年 5 月 21 日から 6 月 8 日にかけて道路擁壁下部の試験掘りを行ったが、地下水位が非常に高く構造物の目視はできなかった。

平成 24 年 6 月 7 日から 6 月 8 日にかけて道路擁壁際で磁気探査調査を行った結果、鉄筋構造物らしき構造物の存在が判明した。また、同年 7 月 31 日には、国道 170 号を工事現場とする別の公共下水道工事において、道路擁壁下部の試験掘りを行った結果、直径 30cm 程度の基礎杭らしきものを確認した。

これらの結果から、構造物の指針に示されている標準的な杭設置からみれば、連続した鉄筋構造物が壁のようにあると考えられ、また、別の現場で確認した直径 30cm 程度の基礎杭らしきものと勘案すれば、連続して同様の柱状のものが 3 列程度あると想定した。

同年 9 月中旬頃、当該工事が停止したことに対する道路管理者等の責任について、本市顧問弁護士 2 人に相談を行った。

これらの状況を踏まえ、道路擁壁下部の構造物の有無について平成 24 年 9 月 24 日付けで大阪府八尾土木事務所に対し、改めて文書にて問い合わせを行った結果、10 月 1 日付けにて「該当の資料はない」との文書回答があった。

また、平成 24 年 6 月中旬から 9 月下旬にかけて工事を進める方策について検討を行った結果、工事再開の手法として障害物対応機械式推進工法を採用することとしたことに伴い、財源確保のため、大阪府と協議の上、当該工事を一旦打切り、関連性・連続性のある工事として再起工することで国費の確保ができることを確認した。

これらの状況を踏まえ、平成 24 年 10 月 9 日に当該工事の打切り及び再起工とする方針を土木部内で決定した。同日から庁内協議、同月 11 日に 4 部長(政策企画部長、総務部長、財政部長、土木部長)、同月 15 日に両副市長、同月 16 日に市長へ土木部内での決定した事項を報告し、同月 30 日に市長報告(最終報告)を行い、11 月 6 日に補正予算を含めて関係部の調整を行った。

(5) 当該工事が中止となった責任についての八尾市の考え方について

事前調査は業務委託しているが、下水道工事をする際に各地下埋設物管理者からの情報の中で確実に下水道管が埋設できるか検証は行うが、想定できない障害物を調査することはできず委託契約内容にも含まれていない。

地下の障害物により工事が停止した場合の費用負担はケースバイケースであり契約書に明記はしておらず、下水道工事を進める上で必要に応じて設計変更を行う。

当該工事では、現場である国道 170 号の擁壁の下に構造物らしきものを確認しているが、その杭らしきものが道路の構造物なのかを道路管理者に確認を行ったが、「該当の資料はない」との回答であり、この構造物らしき物の内容及び設置者は不明である。

道路管理者は、道路敷内にやむを得ずライフライン的な構造物を入れる際に占用許可ができるものであり、道路管理者が杭らしきものの存在を知っていればこの場所に許可は出さないと考えており、道路管理者の責任は問えないと判断している。また、一般的に道路の履歴を全て把握することは、経験の深い職員でも困難なものと認識している。

道路管理者は管理する道路に占用物がある場合は図面上で把握するが、地下埋設物を管理しなければならないという規定はなく、管理する義務はないと考える。

当該工事において市としては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても防ぎきれなかったものであることから、道路管理者、受注者、発注者のいずれの責めにも帰すことが出来ないものと認識している。

第 3 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 当該工事の概要及び工事経過について

当該工事は、大雨による浸水対策や公共用水域の水質改善を目的とし、国道 170 号の東西地域約 24ha の管渠を整備するための工事である。

施工場所は、八尾市楽音寺一丁目、大竹二丁目地内であり、平成 23 年 9 月 29 日に工事請負契約を締結後、地元調整及び関係機関等との協議の後、平成 24 年 1 月 17 日に立坑築造に着手している。

平成 24 年 5 月 7 日に掘進を開始したところ、同月 16 日に掘進機が障害物に当たり停止し、それ以上の推進ができなくなったものである。

掘進機停止後、5 月 18 日に道路管理者に対し擁壁の下部の構造物の有無について照会

しているが、同月 25 日に「該当の資料はない」旨の回答を受けている。また、机上調査資料の確認を行ったが、障害物に関する情報はないことが確認されている。

なお、国道 170 号の大阪府八尾土木事務所管内区域においては、大阪府知事から委任を受け八尾土木事務所長が道路管理者となっている。

この障害物の把握のため、5 月 21 日から 6 月 8 日に擁壁下部の試験掘りを行ったが、地下水位が高く目視が出来なかったため、引き続き磁気探査調査を実施し、鉄筋構造物らしき物体の存在が判明したものである。

(2) 事前調査業務等について

道路を掘削する工事にあつては、道路法施行令第 13 条第 6 項により、試掘その他の方法により他の地下埋設物を確認した後に実施することと、当該地下埋設物の管理者との協議に基づき、保安上必要な措置を講じることとなっている。

当該工事に際しては、道路管理者が保管する道路台帳を確認のうえ、各地下埋設物管理者(5 団体)に対して、施工予定の設計図面(平面図及び横断図等)を提示し、埋設管路や計画工事の有無を確認している。「既設管路あり」との回答があった 4 団体とは、施工時の連絡体制、敷設位置の決定、図面及び写真の提出等の詳細事項について別途協議が行われた。

また、地下埋設物の位置等を把握するために、土質調査(3 箇所)、チェックボーリング(2 箇所)を実施している。

なお、実施設計業務においても、機械ボーリング(3 箇所)、シンウォールサンプリング(3 箇所)、現場透水試験(3 箇所)、簡易メタンガス測定(2 箇所)、観測井設置(3 箇所)、室内土質試験(一式)、室内メタンガス分析(一式)、チェックボーリング(2 箇所)を実施し、基本報告書、構造計算、耐震計算、測量成果等として報告を受けている。

(3) 道路占用許可について

当該工事の実施に際しては、平成 23 年 12 月 13 日付けで道路管理者へ道路占用許可申請書を提出し、平成 24 年 1 月 11 日付けで占用許可を受けている。許可に際して付された条件のうち、主なものは次の通りであった。

- ・ 占用物件の維持管理は、申請者が責任をもって行うこと。(許可条件第 6 条)
- ・ 占用に起因して道路を破損したとき及び第三者に損害を及ぼしたときは、申請者においてその責を負うこと。(許可条件第 7 条)
- ・ 占用物件が道路に関する工事又は道路管理の支障となったときは、所長の指示に従い、申請者の費用で当該物件を移設、改廃又は除却すること。(許可条件第 11 条)
- ・ 工事施行に際しては、地下埋設物件の管理者と現地立会の上、当該物件の工事中の維持及び保安対策について打合せを行い、事故の発生を予防すること。(施行条件)

(4) 掘進機停止の原因究明について

当該工事において平成 24 年 5 月 16 日に掘進機が停止したため、この障害物の形状等を把握することを目的として道路擁壁下部の試験掘り(8 箇所)を行った(5 月 21 日～6 月 8 日)が、地下水位が非常に高く、当該障害物を目視で確認することが出来なかった。こ

のため、平成 24 年 6 月 7 日及び 8 日に磁気探査調査を実施している。これは、擁壁際にボーリングで探査孔(13 箇所)を設置し、最深部までの磁界測定を行うもので、調査結果では、5 測点で調査深度下端に当該障害物のものと考えられるわずかな磁気反応が認められ、下水道管敷設位置と重なっており、推進に支障が生じる可能性が示唆された。

当該障害物については、平成 24 年 7 月 31 日に千塚一丁目地内（国道 170 号を施工箇所とする平成 23 年度恩智川東排水区第 13 工区下水道工事の現場）で実施した試験掘りにおいて直径 30cm の PC 杭が確認されたことから、掘進機停止地点から約 30m 先にわたり、1m 間隔で鉄筋コンクリート柱状のものが 3 列合計 90 本ある鉄筋構造物らしきものとの想定を行っている。（杭の間隔については、「構造物に関する指針」での標準的な杭の設置基準に基づく理論値）

なお、試験掘り等の調査と並行して、机上調査資料の再確認を行うとともに、平成 24 年 5 月 18 日に国道 170 号の道路管理者に対して「擁壁の下部の構造物の有無」について口頭にて照会したが、同月 25 日に「該当の資料はない」旨の回答があった。また、9 月に再度文書による照会を実施しているが、同様の回答であった。

- ・平成 24 年 9 月 24 日付け文書照会

「本市発注の下水道工事において障害物が確認されたため、当該物件が道路構造物であるか否かの確認及び今後の工法検討の資料とするための資料提供」の依頼について

- ・平成 24 年 10 月 1 日付け文書回答の内容

「求められた資料の有無を調査したが該当の資料はない」

(5) 障害物の管理責任について

道路管理者の役割の主なものは、道路法第 13 条で道路の維持、修繕、災害復旧事業その他の管理、第 28 条で道路台帳の調製と保管となっている。道路台帳については、同法施行規則において「調書と図面をもって路線ごとに調製」し、調書・図面の記載事項の主なものとして、道路認定に係る情報のほか、「道路と効用を兼ねる主要な工作物の概要」及び「軌道その他主要な占用物件の概要」などが定められている。

「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課）では、「第 3 章 第 1 節 地下埋設物一般」において、「工事中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。」と定められている。

当該工事においても、当該障害物により工事が中断した後、磁気探査調査等による構造物の特定を試みるとともに、道路管理者に対して当該障害物が道路構造物であるかどうかの照会を行うなど、障害物の管理者を特定するために必要な調査が行われているが、大阪府八尾土木事務所には「該当の資料はない」との回答であった。

(6) 打ち切り・再起工について

当該工事については国庫補助金及び地方債を財源として平成 23 年度に開始したものであり、設計変更に伴い工期を平成 24 年 12 月 28 日まで延長している。このため、工事の停止による再度の工期延長は財源確保の観点から困難なため、大阪府との協議が工事

停止後から続けられてきた。その結果 10 月上旬に、当該工事の打ち切り・再起工によって国費の充当と起債対象となることの確認が行われたことから、庁内での調整を経て、平成 24 年 12 月八尾市議会定例会において関係経費及び債務負担行為の補正予算案を提出し、議決されている。

なお、当該工事の打ち切り、再起工に際して八尾市の負担増となった金額については、下記のとおりである。

(単位：円)

	(変更) 契約日	契約金額	財 源 内 訳		備 考
			国 費 相 当 額	地 方 債 相 当 額	
平成 23 年度恩智川 東排水区第 11 工区 下水道工事	H23. 9. 29	195, 279, 000	91, 503, 825	103, 775, 175	当初契約 ①
	H24. 2. 27	198, 878, 400	93, 318, 225	105, 560, 175	設計変更に伴うもの ②
	H24. 3. 30	—	—	—	工期変更のみ
	H24. 12. 20	233, 790, 900	51, 714, 600	182, 076, 300	打ち切り工事に伴うもの ③
	H24. 7. 17	—	—	—	工期変更のみ
平成 24 年度恩智川 東排水区第 42 工区 (平成 23 年度第 11 工区関連) 下水道工 事	H24. 12. 20	222, 075, 000	41, 709, 150	180, 365, 850	再起工に伴うもの ④
事業費合計		455, 865, 900	93, 423, 750	362, 442, 150	③+④=⑤
打ち切り、再起工による増額分		256, 987, 500	105, 525	256, 881, 975	⑤-②

(下水道経営企画課 資料)

※ 他の下水道整備事業と一括して国の補助事業に採択されているため、財源内訳については契約金額から逆算している。国費対象経費の 1 / 2 が国負担分となる。

2 判 断

住民監査請求書及び事実証明書等により請求人の請求主旨は、

「平成 23 年度恩智川東排水区第 11 工区下水道工事」において障害物によって工事が中断したことにより約 2 億 5 千万円の負担増となるが、大阪府や業者に請求することなく、全ての費用を八尾市が負担するとしたことが違法・不当な公金支出に当たると主張している。

このため、道路管理者である大阪府八尾土木事務所長及び当該工事に係る受託業者に対して工事が中断したことの責任が問えるかについて、次のとおり判断する。

(1) 障害物について

工事施行等で道路の占用が必要な場合は、道路法の規定に基づき事前に他の道路占用者(当該工事に際しては地下埋設物管理者)と協議を行い、他の占用物件がある場合は工事施行の支障とならないよう支障物件の移設等を道路占用者と協議するか、施工計画の変更を

行うこととなる。

また、事実関係の項でも述べたが、「工事中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認する」ことが必要である。

当該工事においても、障害物により工事が中断した後、その原因を究明するため、試験掘りと磁気探査調査を実施し、また事前調査資料の見直し及び道路管理者への再確認を行っている。磁気探査調査結果からは鉄筋構造物らしきものが確認された。また、国道 170 号を現場とする他の公共下水道工事現場において、同様の道路擁壁下部の試験掘りの結果、擁壁下部に基礎杭らしきものが視認されたことから、当該工事の障害物についても連続した鉄筋構造物と考え、改めて道路管理者へ照会を行っているが、「該当の資料はない」との回答であった。

障害物を特定するために必要な調査は行われたが、それ以上の情報はなく、結果的に当該障害物を特定することが出来なかったものである。

なお、事前に実施した実施設計業務等においても、道路台帳の確認や地下埋設物管理者との協議等が道路法の規定どおり行われた結果、施工計画に支障の無いことを確認していることから、これら地下埋設物管理者のもとには障害物に関する情報はなかったと考えられる。

(2) 道路管理者の責任について

道路管理者の役割は、道路の維持、修繕、災害復旧事業その他の管理であるが、道路占用許可及び道路台帳の調製等も含まれている。

道路占用許可とは、道路法第 32 条第 1 項の各号に規定される工作物等を道路に設置し、継続して道路を使用する場合に、必要書類を提出した上で道路管理者の許可を受けなければならないものであり、道路法及び道路法施行令で許可基準や許可を与える場合の条件等が定められている。

当該工事においても、下水道管を道路敷内（地下）に埋設すること及び敷設工事に伴う道路使用について道路占用許可を受けているが、許可に際して「工事施行に際しては、地下埋設物件の管理者と現地立会いの上、当該物件の工事中の維持及び保安対策について打合せを行い、事故の発生を予防すること。」が施行条件として付されており、工事施行区間における地下埋設物の対応は、工事施行者（八尾市）が行うこととなっている。

また、道路台帳は、道路法第 28 条で道路管理者に調製及び保管、台帳を閲覧に供することなどが義務付けられており、台帳記載事項についても同法施行規則において定められているが、地下埋設物については道路台帳の記載項目には含まれておらず、「改定 4 版 道路法解説」（道路法令研究会 編著）に「道路台帳の記載事項については特別の証拠力が与えられていない。したがって、記載事項に関し争いが起こったときには、これに反する立証をすることができる。」とある。当該障害物については「当該物件が道路構造物であるか」について平成 24 年 9 月 24 日付けで道路管理者に文書照会を行い、「該当の資料はない」との回答を 10 月 1 日付けで受けている。これらの状況において、八尾市が当該障害物の管理者を特定し、道路管理者の責任を問うことは困難であると考えられる。

(3) 当該工事に係る受託業者の責任について

事前調査業務及び実施設計業務から、当該工事の中止の原因となった障害物に関する情報は得られなかった。当該工事の事前調査は、八尾市の定める「八尾市土木工事共通仕様書」「実施設計業務共通仕様書」をはじめ、設計図書において定めのない事項については、国土交通省や日本下水道協会等の基準に合致した調査が行われており、下水道建設の技術水準に基づき行った調査である。

これらの業務は八尾市が発注したものであり、受託業者は契約書や仕様書及び職員の指示に基づき業務を実施している。この調査結果報告書は八尾市に提出されている。

契約条項等を遵守し業務が遂行されたことから、受託業者の責任は問えない。

これらの判断により、請求人が求めるそれぞれの責任に応じた費用負担を求めることは困難であるとする。

3 結 論

以上のとおり、本件については、請求の要件を満たしているものとして受理したが、監査の結果、請求内容は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に当たらないことから、請求人が求める措置の必要は認められない。よって、請求は棄却する。